

「ゲノム編集技術の利用により得られた生物のカルタヘナ法上の整理及び取扱方針
について（案）」への意見

意見①

【該当箇所】 5頁

2 ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、カルタヘナ法の対象外とされた生物の取扱いについて

(1) 使用者は、ゲノム編集技術の利用により得られた生物を使用する場合は、使用に先立ち、その生物の特徴及び生物多様性影響が生じる可能性の考察結果等について、主務大臣の属する官庁に情報提供する。

【意見内容】

①使用者は、必ずしも拡散防止措置を採る必要がないと読める。当面の間は、原則として、当該生物の使用にあたり、拡散防止措置を採ることを義務付ける必要があるのではないかと。特に、拡散や移動により交配の可能性がある場合については、必須と考える。

②また、現状の手続きでは、使用者による考察に基づき主務官庁へ既定の情報を提供すれば、第三者による検討や審査の必要なく、拡散防止措置のない環境下で使用できることとなるが、情報提供を受けた主務官庁は、単に受理するのみではなく、提出された情報の内容の妥当性について、何らかの方法でその適正さを確認するしくみを導入すべきではないかと。

【理由】

①万が一、自然環境下での野生生物との交雑等による問題が明らかとなった場合、対応策を講じることができるか疑問である。手遅れになる可能性を防ぐため、当面の間は、原則として予防原則に基づいた対応を採ることが必要だと考える。

②現状の手続きでは、使用者が提出する情報について、その内容の妥当性を担保するしくみがないため。使用者は、改変により生じた形質の変化について、情報提供することとなっているが、情報提供する項目のうち、特に(e)、(f)については、提供された内容が実際に得られた生物の形質変化と合っているかどうかかわからず、確認するしくみにもなっていない。また、(h)生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察についても、考察内容が、妥当なものであることを担保するしくみが無い。いずれの情報提供も、考察が不十分な状態の内容もしくは使用者の都合のよい内容で報告される可能性が懸念されるため、第三者による検討・確認とった評価のしくみが必要であると考え。

意見②

【該当箇所】 5頁

2 (1) 【情報提供する項目】

また特に、以下の項目について。

(e)改変により生じた形質の変化

(f)(e)以外に生じた形質の変化の有無

(h)生物多様性影響が生ずる可能性に関する考察

【意見内容】

①使用者は、(1)の【情報提供する項目】で規定する項目に加え、「当該生物の拡散防止措置を採る必然性がないと考える理由」についても、主務官庁へ情報提供し、情報公開すべきではないか。

②(e)、(f)については、単に変化の内容や変化の有無といった「事象」のみ報告するのではなく、「変化の内容や変化の有無により生じる（可能性のある）リスクに関する考察」についても、報告事項に追加すべきではないか。

【理由】

①当該生物の性質に合せた柔軟な対応ができるようにするため。

②「事象」のみを報告されたところで、素人には、その事象の意味するところを判断することができないことから、「それによって考えられること（リスクが生じるのか否かなど）」について、使用者である専門家の考察に関する情報提供が重要であるとするため。

意見③

【該当箇所】 5頁

2 ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、カルタヘナ法の対象外とされた生物の取扱いについて

(2)(1)の情報提供を受けた主務官庁は、生物多様性影響が生ずるおそれに関し疑義があった場合は、当該使用者に対し、必要な追加情報を求めるとともに、必要な措置を執る。

【意見内容】

①主務官庁は提供を受けた情報について、「疑義があった場合は、必要な追加情報の提供や必要な措置を執る」とあるが、どのようなしくみで誰が「疑義」を出すことを想定しているのか。そもそも、疑義を出すことができるのか。（専門家による委員会を設置し、審査するといったしくみが必要ではないか。）

②主務官庁が複数の官庁に渡る場合、疑義を出す判断基準が異なることにはならないか（判断基準を設ける必要があるのではないか）。

【理由】

①疑義が出せるようなしくみを設計しておかなければ、適時的に適切な対応を講ずることが不可能となるため。

②情報評価する主務官庁により、判断基準が異なることは、使用者にとって公平性を欠き、混乱を生じる可能性があるため。

意見④

【該当箇所】 6頁

2 ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、カルタヘナ法の対象外とされた生物の取扱いについて

(3) 環境省は(1)に基づいて提供された情報のうち、案件ごとに、一定の情報を日本バイオセーフティクリアリングハウスのウェブサイトにて年度ごとに掲載する。

【意見内容】

年度ごとの掲載では、公開された情報の内容を検証する目的としては遅いと思われる。ひと月ごとの更新をしてはどうか。

【理由】

情報公開をする目的が、提出された情報について第三者による評価に置いているとすれば、できるだけリアルタイムに情報公開し、検証できるしくみとすべきだと考える。

意見⑤

【該当箇所】

取扱方針(案)の全体

【意見内容】

①当該生物を(または、その生物を原材料とする加工品を)食品や飼料として使用する場合には、当面の間、使用者には、当該生物がゲノム編集技術を用いて得られた生物であることを、表示する義務を課すべきではないか。

②市民の受入れが確実なものとなった後に、表示をなくすといった規制の緩和を行うこととしてはどうか。

【理由】

①一般市民(消費者、受益者)の受入れについて未だ不確定な段階において、情報提供もなく、知らない間に当該生物を(または、その生物を原材料とする加工品を)摂取するような事態は、市民の不信感が募るばかりか、消費行動への悪影響を与えると思われるため。

②規制内容を後に厳しくする(後から表示義務を課す)ことには、困難が伴うことが予想されるため。

平成30年10月19日

鈴木美香(京都大学iPS細胞研究所)

佐藤恵子(京都大学医学部附属病院)